

被災住宅修繕緊急支援事業の受付終了

令和元年台風15号、台風19号および10月25日の大雨により、お住まいの住宅が「一部損壊（罹災証明による）」の被害を受けた方に対し、その修繕工事費用の一部を補助しています。

※2月15日(月)で受付を終了しますので、早めの申請をお願いします。

▼対象となる建物 自己が居住する住宅
▼対象となる工事 屋根や外壁等の破損した箇所の修繕に

30万円以上要するもの
▼補助額 対象となる工事費の20% (最大50万円を限度)
▼対象とならないもの 対象工事費30万円未満のもの、屋根や外壁の塗装工事、台風が原因ではない経年劣化等に伴う工事、倉庫・小屋・物置・カーポート・外構・家具・家電等

※窓口にお越しの際は、電話で事前予約をお願いします。

【市】 国土建設課 営繕室
☎0475(70)0366

議会が傍聴できます

市議会第1回定例会は、2月18日(休)開会予定です。

傍聴を希望する方は、本会議が開催される当日に、傍聴券に住所・氏名を記入いただきます(予約無・先着順)。

委員会の傍聴を希望する場合は、開会時刻の30分前から10分前までに傍聴の手続きをしてください。

また、傍聴の際は、必ずマスクを着用ください。

※発熱のある方や、体調不良、せきなどの症状がある方は、傍聴をお断りさせていただきます。

詳細は、市ホームページをご覧ください。問い合わせ先

【市】 議会事務局
☎0475(70)0390

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少したひとり親の家庭へ給付金が支給されます。

対象になる方は、3月1日(月)までに申請が必要です。詳細は問い合わせください。

【市】 子育て支援課児童家庭班
☎0475(70)0331



永田旭連が助成を受けました

県内を中心に民俗芸能の継承団体等を支援している「夢まるふあんど委員会」から、市指定文化財の「永田旭連の獅子舞」が助成を受けることとなり、贈呈式が行われました。

助成金は永田旭連が指導を行っている瑞穂小学校で使用するための「子ども用獅子頭」の購入に活用されます。



「海の家」を出店しませんか

令和3年度海水浴場開設期間における「海の家」出店者を募集します。出店申請に当たっては、必ず出店条件の確認をお願いします。詳細は市ホームページをご覧ください。

▼期間 7月8日(木)～8月22日(日) (準備・撤去は前後1か月以内)

▼場所 白里海水浴場

▼区画数 12区画(1区画367㎡)

▼出店条件 主たる条件として、個人の場合は3年以上市内に住所を有し、居住していること、法人の場合は3年以上継続して市内に事業所を置いていること

▼提出書類 出店計画書、誓約書、住民票(法人の場合は)

登記事項証明書、滞納の無い証明書、直近数年間に本店した方は確定申告書の写し

▼募集期間 2月16日(火)～3月8日(月)

▼受付場所 商工観光課(分庁舎3階)

【市】 商工観光課 振興班
☎0475(70)0356

白里海岸公園のあり方について(案)に関するパブリックコメントを実施します

白里海岸公園の今後のあり方を定めるため、「白里海岸公園のあり方(案)」を作成しました。

皆さんのご意見を今後のあり方策定の参考とするため、パブリックコメントを実施します。

※提出いただいた意見等を取りまとめ、後日公表します。

※いただいた意見に対し、個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

【市】 都市整備課 振興班
☎0475(70)0366



ご自身や大切な人を守るため、一人ひとりが感染予防の徹底を

◇感染を防止するための3つの基本

<p>① 身体的距離の確保</p>	<p>② マスクの着用</p>	<p>③ 手洗い</p>
-------------------	-----------------	--------------

◇新しい生活様式

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m) 空ける。
 - 「3密」の回避(密集・密接・密閉)。
 - こまめに換気。
 - 屋内にいるときや会話をするときは、**症状が無くてもマスク**を着用し、可能な限り**真正面を避ける**。
 - せきエチケットの徹底。
 - まめに**手洗い・手指消毒**。
 - ・ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
 - ・ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)。
 - 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で待機。
- ※高齢者や持病のあるような、重症化リスクの高い人と会う際は、体調管理をより厳重にする。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、現在、緊急事態宣言が発令されています。

また、市内においても感染者が急激に増加しています。

ご自身や大切な人を守るため、不要不急の外出・移動を自粛し、「3つの密」を避けるなど、改めて感染防止対策の徹底をお願いします。



みんなで
がんばろう!!!

発熱相談窓口

発熱等により医療機関を受診する際は、必ず事前に電話相談をお願いします。

まずは、日ごろ通院している医療機関か、近くの医療機関に電話でご相談ください。

相談先に困った場合は、下記の窓口ご連絡し、受診する医療機関の案内を受けるようにしてください。

- ・ 千葉県発熱相談コールセンター(24時間対応可能)
☎03(6747)8414
- ・ 健康増進課健康増進班
☎0475(72)8321(祝日を除く月～金9時～17時)
- ・ 発熱相談医療機関(地方独立行政法人さんむ医療センター)
☎0475(82)2521(祝日を除く月～金9時～12時)
- ・ 聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での相談が難しい方
千葉県疾病対策課
☎043(224)8910 回答までに時間をいただく場合があります。